

## リチウムイオン蓄電池の特別承認制度について

### 1. 趣旨

- ・ 近年のリチウムイオン蓄電池の発煙・発火事故の急増を踏まえ、当該事故の未然・再発防止を図るため、電気用品安全法施行令を改正し、単電池1個あたり体積エネルギー密度が400ワット時毎リットル以上のリチウムイオン蓄電池を規制対象品目として指定したところであり、平成20年11月20日より施行。
- ・ これにより、リチウムイオン蓄電池を製造・輸入する事業者は、リチウムイオン蓄電池を電気用品安全法（以下「法」という）で定める技術基準に適合させる義務が課され、この義務を履行した場合は、その旨を表す表示（PSEマーク）を付すことができる。また、PSEマークを付したリチウムイオン蓄電池でなければ、販売できなくなる。
- ・ 一方、平成20年11月19日以前に製造・輸入された機器向けの交換用電池（以下「旧型交換電池」という）は、平成20年11月19日以前に設計されたものであることから、法第8条第1項で定める技術基準に適合できないものがある。また、電池を仕様変更すると、充放電の際の機器側との相性が悪化し、機器の正常な作動を妨げるおそれがあることから、技術基準適合できるよう事後的に電池を設計変更することは困難なものがある。このような電池を使用している機器については、平成20年11月20日以降は交換用電池が供給されず、使用できなくなるおそれがある。
- ・ 今回、事故の未然防止を図るため電気用品安全法施行令を改正し、リチウムイオン蓄電池を規制対象品目として指定したが、旧型交換電池が供給できなくなることで、機器が使用できなくなることの緩和措置として、旧型交換電池について一定の条件の下、特別承認を設けることとした。

### 2. リチウムイオン蓄電池の特別承認制度の概要

- ・ 製造、輸入されるリチウムイオン蓄電池のうち、以下の(1)～(5)を全て満たすものを対象とする。ただし、申請された製造・輸入数量の終了又は承認の日より1年間をもって承認の効力を失う。

(1) 法第8条第1項で定める技術基準に適合できないもの

(2) 平成20年11月19日以前に製造・輸入された機器の交換用のもの

(3) 一定の安全性が確認されているもの（単電池、組電池それぞれに掲げる基準<sup>(注)</sup>に適合しているものに限る。）

<sup>(注)</sup> 単電池：①JIS C8712（2006）又は②平成19年8月

9日改訂までのUL1642 (Fourth Edition)

組電池：①JIS C8712 (2006)、②平成17年9月21日改訂までのUL2054 (Second Edition) 又は③Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS, Manual of Tests and Criteria, Fourth revised edition, UNITED NATIONS, (New York and Geneva, 2003)

- (4) リチウムイオン蓄電池本体に、「本製品は一定の条件の下、経済産業大臣の特別承認を受けた交換用電池であり、電気用品安全法の技術基準に適合していません。」を記載したもの。ただし、本体に記載するスペースがない等本体への記載ができないものについては、電池を包装する最小単位の包装容器に記載したもの。
- (5) 過去1年間の販売若しくは出荷実績を申請時に提出し、その実績をもって申請される1年間の製造・輸入数量が適正であることが確認できたもの。

### 3. 申請手続について

以下の記入例のとおり記載頂くことで、承認の申請を行うことができます。申請窓口は、経済産業省本省のみとなります(経済産業局では申請をお受けできません。)

●特別承認申請書様式はこちらからダウンロードしてください。

[\(WORD\)](#) [\(PDF\)](#)

●特別承認申請書の記載例は[こちら](#)をご覧ください。

※本件に関しては、以下の参考資料もあわせて御参照ください。

○[電気用品安全法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について](#)

### 4. リチウムイオン蓄電池の特別承認に関するQ&Aについて

リチウムイオン蓄電池の特別承認に関して、皆様から質問をいただいたものの中から主要なものについてQ&A形式にまとめたものを以下のとおり掲載いたします。

Q1 当該特別承認を受けた製品の記載内容について

A1 リチウムイオン蓄電池の特別承認を受けた製品については、下記に示

す文章を製品本体に記載することを承認の条件と致します。

**「本製品は一定の条件の下、経済産業大臣の特別承認を受けた交換用電池であり、電気用品安全法の技術基準に適合していません。」**

なお、この記載例を記載して頂いた上で、この記載例の後ろに説明書きを加えることについては、問題ありません。

Q2 当該特別承認において、本体に記載するスペースがない等本体への記載ができないものについて

A2 交換電池本体の注意喚起表示で使用している文字と同等の大きさで、「本製品は一定の条件の下、経済産業大臣の特別承認を受けた交換用電池であり、電気用品安全法の技術基準に適合していません。」を記載できるものであれば、それは記載するスペースがあるものとして判断します。

ただし、機器内部に電池本体を挿入するタイプにあって、記載できるスペースが湾曲面しかなく、技術的に直接印字することが困難であり、シールを貼付することで、逆に不具合を生じる可能性があるものについては、電池を包装する最小単位の包装容器に記載しても構いません。

Q3 平成20年11月20日以降、交換用電池本体に、「本製品は一定の条件の下、経済産業大臣の特別承認を受けた交換用電池であり、電気用品安全法の技術基準に適合していません。」を表示することに際し、時間的な問題により対応出来ないものについて

A3 一定期間または一定個数について、一時的に包装容器にこれらの旨を表示することで良いことと致します。なお、この措置については一時的なものであり、早急に製品本体への表示に切り替えてください。